

No.	種 目	限度額 (円)	対 象 者	耐用年数
1	特殊寝台	154,000	下肢又は体幹機能障害2級以上の者 難病患者等で寝たきり状態にあるもの	8年
2	特殊マット	19,600	下肢又は体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者に限る。）又は児童相談所や知的障害者更生相談所において知的障害者と判定され、障害の程度が重度又は最重度であるもの 難病患者等で寝たきり状態にあるもの	5年
3	エアーマット	84,750	下肢又は体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者に限る。） 難病患者等で寝たきり状態にあるもの	5年
4	特殊尿器	67,000	下肢又は体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者に限る。） 難病患者等で自力で排尿できないもの	5年
5	入浴担架	82,400	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（入浴に当たり家族等他人の介助を要する者）	5年
6	体位変換器	15,000	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者） 難病患者等で寝たきり状態にあるもの	5年
7	移動用リフト	159,000	下肢又は体幹機能障害2級以上の者 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	4年
8	訓練椅子	33,100	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童（3歳以上）	5年
9	訓練用ベッド	159,200	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童（学齢児以上） 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	8年
10	入浴補助用具	90,000	下肢又は体幹機能障害で入浴に介助を要する者 難病患者等で入浴に介助を要するもの	8年
11	便器	4,450	下肢又は体幹機能障害2級以上の者 難病患者等で常時介護を要するもの	8年
12	T字状・棒状のつえ	10,300	平衡、下肢又は体幹機能障害者	2年
13	移動・移乗支援用具 （歩行支援用具）	60,000	平衡、下肢又は体幹機能障害者 難病患者等で下肢が不自由なもの	8年
14	頭部保護帽	12,160	平衡、下肢又は体幹機能障害者 てんかん発作のある知的、精神障害者	3年

15	特殊便器	151,200	上肢機能障害 2 級以上の者又は児童相談所や知的障害者更生相談所において知的障害者と判定され、障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの 難病患者等で上肢機能に障害のあるもの	8年
16	火災警報器	15,500	身体、知的、精神のいずれかの手帳の所持者で火災発生の感知、避難が困難なもの	8年
17	自動消火器	28,700	身体、知的、精神のいずれかの手帳の所持者で火災発生の感知、避難が困難なもの 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	8年
18	電磁調理器	41,000	視覚障害 2 級以上の者又は児童相談所や知的障害者更生相談所において知的障害者と判定され、障害の程度が重度又は最重度である18歳以上のもの	6年
19	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	視覚障害 2 級以上の者	10年
20	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	聴覚障害 2 級以上の者	10年
21	透析液加温器	51,500	腎臓機能障害 3 級以上で透析療法を行うもの	5年
22	ネブライザー（吸入器）	36,000	呼吸器機能障害 3 級以上の者又は音声・言語機能障害者で喉頭を摘出し、医師の意見書等により必要性が認められるもの若しくは肢体不自由・体幹機能障害 2 級以上の者で、医師の意見書等により必要性が認められるもの 難病患者等で呼吸器機能に障害のあるもの	5年
23	電気式たん吸引器	56,400	呼吸器機能障害 3 級以上の者又は音声・言語機能障害者で喉頭を摘出し、医師の意見書等により必要性が認められるもの若しくは肢体不自由・体幹機能障害 2 級以上の者で、医師の意見書等により必要性が認められるもの 難病患者等で呼吸器機能に障害のあるもの	5年
24	酸素ボンベ運搬車	17,000	呼吸器機能障害者（医療保険による在宅酸素療法を行う者）	10年
25	視覚障害者用音声式体温計	9,000	視覚障害 2 級以上の者	5年
26	視覚障害者用体重計	18,000	視覚障害 2 級以上の者	5年

27	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	157,500	呼吸器機能障害者、心臓機能障害者（医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器を常時必要とする者）又は同程度の障害を有する重度の重複障害者であって必要と認められるもの 難病患者等で人工呼吸器の装着が必要なもの	6年	
28	携帯用会話補助装置	98,800	音声、言語又は肢体不自由者であって発声、発語に著しい障害を有するもの	5年	
29	情報・通信支援用具	100,000	上肢機能障害2級以上の者又は視覚障害者	5年	
30	点字ディスプレイ	383,500	視覚障害2級以上の者又は視覚障害及び聴覚障害の重複障害で2級以上のもの	6年	
31	点字器	10,712	視覚障害者	5年	
32	点字タイプライター	63,100	視覚障害2級以上の者	5年	
33	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機	89,800	視覚障害2級以上の者	6年
		再生専用機	36,750		
34	視覚障害者用活字文書読上げ装置	115,000	視覚障害2級以上の者	6年	
35	視覚障害者用拡大読書器	198,000	視覚障害者	8年	
36	視覚障害者用時計	触読	10,300	視覚障害2級以上の者	10年
		音声	13,300		
37	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	29,000	視覚障害2級以上の者	5年	
38	聴覚障害者用通信装置	71,000	聴覚障害者又は発声、発語に著しい障害を有する者	5年	
39	聴覚障害者用情報受信装置	88,900	聴覚障害者	6年	
40	人工喉頭	75,000	言語機能障害者	4年	
41	人工鼻	23,100 (人工鼻カセット接続器具及び接続器具と皮膚の接着剤・剥離剤を含む月額とする。)	音声・言語機能障害者で喉頭摘出を行ったもの 難病患者等で喉頭摘出を行ったもの	—	
42	点字図書	年間6タイトル又は24巻を基準とし、市長が認めた額	視覚障害者	—	

43	排泄管理 支援用具	ストーマ装具（消化器系） 8,858 （1か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるもの等を含む月額とする。）	直腸機能障害者	—
		ストーマ装具（尿路系） 11,639 （1か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるもの等を含む月額とする。）	膀胱機能障害者	—
		紙おむつ （洗腸用具・サラシ・ガーゼ等） 12,000	3歳以上の障害者等であって、次のいずれかに該当し、紙おむつ等の用具類を必要とするもの ア 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の著しいびらん又はストーマの変形のためストーマ装具を装着できない者 イ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害若しくは排便機能障害のある者又は先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害者 ウ 脳原性運動機能障害又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上で常時失禁状態のもの エ 重度の知的障害等で排尿又は排便の意思表示が困難であり、常時失禁状態のもの	—
44	収尿器	8,755	重度の排尿機能障害者	—
45	居宅生活動作補助用具	200,000	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害者（移動機能障害に限る。）で3級以上のもの（特殊便器への取替えについては上肢2級以上） 難病患者で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	—
46	浴槽（湯沸器を含む。）	91,000	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	8年
47	浴槽	58,300	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	8年
48	湯沸器	50,000	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	8年
49	緊急通報機器	73,500	在宅の独居重度身体障害者又は独居精神障害者	—